

《研究ノート》

フランスにおける株式会社の監査役会
(Conseil de surveillance) について

布井千博

一 はじめに

一九六六年七月二四日法(以下法と略す)および一九六七年三月二三日デクレ(以下デクレと略す)は、一八〇七年商法典以来の株式会社の管理機構である取締役(Administrateur)、取締役会(Conseil d'administration)制度と並んで、ドイツ法に倣った運営委員会(Directoire)・監査役会(Conseil de surveillance)制度を新たに導入した。一般に、取締役会制度を採用する株式会社を、旧型株式会社(Société anonyme de type classique)、監査役会制度を採用する株式会社を新型株式会社(Société anonyme de type nouveau)と呼んでおり、いずれの型式を採用するかは、会社の定款において定め得る(法一八条)。

このように、新たな制度が、旧来の制度と選択的ではある

が導入せられた背景としては、第一に、ヨーロッパ共同体の成立に伴うヨーロッパ域内における会社法統一の動向、および第二に、参加(Participation)を骨子とする「企業改革」(Réforme de l'entreprise)構想の進展が挙げられるが、その最大の理由は、取締役会の監督機能の無機能化という弊害に対処するため、業務執行と監督との分離を制度的に確立することであった。

本稿は、新型株式会社において中核的地位を占める監査役会につき、その組織、職務権限、運営の問題を取り上げることとする。

二 監査役会の組織

監査役会制度の導入に当り、立法者は、業務執行の監督を任務とする新たな機関の設置を意図したのであったが、監査役会の組織・運営については、多くの点で取締役会に関する規定を模倣した。かかる立法者の態度は、あるいは取締役会制度への愛着のためであるとされ、あるいは合議的議決機関である取締役会と監査役会の構造を統一することを欲したためであると説明される。

1、構成員の選任、任期、員数 監査役会の構成員は、創立総会または通常総会において選任される。また、その任期は定款で定めることを要するが、六年を超えることはできない(法一三四条一項)。右の選任は、創立総会においては、行使された議決権の三分の二の多数で決せられ(法一五三条三項)、

通常総会においては過半数で決せられる(法一五五条三項)。

しかしながら、かかる選任制度については、学説より批判がなされている。すなわち、通常総会を招集するのは一般に運営委員会であり、したがって運営委員会は、議事日程を定めることにより(法一六〇条)、意のままに監査役会構成員の候補者を提案し得る。さらに、運営委員会は、白紙委任状を利用することにより(デクレ一三四条二項)、自己に都合のよい監査役会構成員を株主総会で選任することが可能となる。その結果、監督者と被監督者の馴合が生じ、業務執行と監督を分離した意味は減殺される恐れがある、とする。

学説は、かかる弊害の発生を防止するために、あるいはドイツ法に倣い、全株主に監査役会構成員の候補者を提案する権利を与えるべきことを主張し、あるいはサンダース準備草案に倣い、監査役会自体に候補者の提案権を与えるべきことを主張する。

次に、監査役会の員数であるが、監査役会は、三名以上二名以下の構成員により組織される(法一二九条)。定款は、右の範囲内で員数に関する規定を置くことができ、定款に定めのない場合には、株主総会は状況に応じて監査役会の構成員の員数を決定する。なお、合併に際しては、合併後の会社の監査役会の構成員の員数は、最大限二四名まで許容される(法一二九条)。

2、兼任禁止 監査役会の構成員は、運営委員会の構成員を兼ねることができず(法一三三条)、また、監査役会の構成員

員が運営委員会の構成員に選任され、その就任を受諾した時は、監査役会における委任は終了する(デクレ九八条)。

監査役会の構成員が、当該会社と雇傭契約を締結し、あるいは会社の従業員が監査役会の構成員となることは禁じられる。法はこの点につき明文で定めていないが、かかる趣旨は、監査役会の構成員の報酬に関する規定により、間接的に窺える。すなわち、監査役会の構成員は、株主総会の定める出席手当、利益分配金、特別報酬以外の報酬を会社から受領することが禁じられており(法一四二条一項)、従業員としての給与も、この禁止に抵触するからである。また、このことは、理論的にも是認される。すなわち、監査役会の職務である監督の任務は、独立性が要求され、雇傭契約に伴う従属的關係と相容れないからである。

ただし、右の兼任禁止には、一九七三年一月二七日法により、二つの例外が設けられた。

第一は、政府出資が資本の過半数を上回る混合経済会社についての例外であり、この場合には、法一四二条一項の適用は排除され、従業員は、監査役会の構成員に選任されることができる(一九七三年法一五条)。

第二は、従業員の株式引受に関する法二〇八条ノ九以下の規定に基づいて引受けた記名株式を有する従業員、または、これらの規定に基づいて共同投資資金(Fonds commun de placement)を介して株式を引受けた場合における、共同投資資金の監査委員会(Conseil de surveillance)の構成員に対する例

外であり、これらの者もまた、法一四二条一項の適用を受けず、監査役会の構成員となることができる(法一四二条二項)。

3、構成員の解任 通常総会は、いつでも、監査役会の構成員を解任することができる(法一三四条二項)。この場合、解任についての株主総会の議事日程への記載は必要とされない(法一六〇条三項)。また、総会決議の要件も加重されておらず、議決権ある株式の四分の一以上に当る株式を有する株主の出席により、その議決権の過半数をもって、解任の決議がなされる(法一五五条二項、三項)。

三 監査役会の職務権限

監査役会の主たる任務は、運営委員会の業務執行を監督することにある。しかし、監査役会の任務は、これにとどまるものではなく、さらに、会計監査、一定の取引についての事前の認許、運営委員会の組織への介入、一定事項についての決定にまで及ぶ。ここでは、監督任務に直接関係する職務権限として、1、業務執行の監督、2、会計監査、3、事前の認許を取り上げる。

1、業務執行の監督 監査役会は、運営委員会による会社の業務執行を常時監督する任務を行う(法一二八条一項)。監査役会が行う監督の範囲は、会社の活動が法または定款に適合したものであるか否かを評価する適法性(*régularité de la gestion*)の監督および、業務執行が会社の利益に照らして妥当であるか否かを評価する妥当性(*opportunité de la gestion*)

の監督に及ぶ⁽¹⁾。したがって、監査役会の監督の対象は、経営・財政・人事管理・生産等の業務執行全般に及び、また、これらの点について運営委員会が採用した政策実現手段の適否および過失の有無の監督が、監査役会の任務となる⁽²⁾。

ただし、運営委員会が選択した政策自体の妥当性につき、監査役会の監督が及ぶか否かは説が分れる。否定説は、業務執行への介入(*immixtion dans la gestion*)となるとして、監査役会が、運営委員会の定めた政策の妥当性について判断を下すことを否定する⁽³⁾。これに対して、肯定説は次のごとく述べる。すなわち、監査役会のなす監督の目的は、株主総会に提出する意見書中において、運営委員会の業務執行についての評価を表明し、もって株主に正しい判断のための資料を提供することにあり。したがって、監査役会が運営委員会によって定められた政策の内容を知り、それを評価あるいは批判することは必要である、と主張する⁽⁴⁾。

以上に述べた業務執行の監督を、監査役会が有効に行い得るように、法は調査・報告制度を確立する。

まず、監査役会は、営業年度内のいかなる時期においても、適当と判断する検査および監督をなし、その任務の遂行に有益と認める書類を閲覧することができる(法一二八条三項)。右の調査権は監査役会自体に与えられ、調査をなすに当っては、監査役会の招集が必要とされる。これは、監査役会の各構成員が、別々に調査をなすことにより、運営委員会に過度の負担をかけ、業務執行に支障を来すことを防止する配慮に基づく⁽⁵⁾。し

かし、監査役会の招集は、原則として監査役会会長ないし副会長により行われ、このために監査役会内部の少数派は不利な立場に置かれる。したがって、監査役会の決定に従えば自己の職責を全うし得ないと判断する監査役会の構成員は、単独で調査を行い得るものと解される。

また、監査役会は、少なくとも三カ月に一度、運営委員会より報告書の提出を受ける(法二二八条四項)。報告書の内容については法の定めがなく、定款に記載されることが必要である。ただし、定款に記載のない場合は、デクレ一四八条の規定が準用され、会社および子会社の活動、その活動の成果、実現した成長の度合あるいは直面した問題点、および将来の予測が記載されるべきものと解される。

2、会計監査 監査役会は、営業年度終了後三カ月以内に、運営委員会より営業報告書、損益計算書および貸借対照表の提出を受け、検査および監督をなすものとされ(法二二八条五項)、また、右の書類について株主総会に意見書を提出すべきものと定められる(同条六項)。

ところで、同様の会計監査の任務は、会計監査役(Commissaire aux comptes)によっても行われ、両者の関係が問題となる。会計監査役は、常設の機関として、会社の計算書類の適法性(regularité)と信憑性(sincérité)を証明する任務が課せられていたが(法二二八条一項)、特別の資格を有する者より選出され(法二一九条)、専門的かつ客観的に会計監査を行うものと解される。これに対して、監査役会が行う計算書類の検査

および監督は、業務執行の監督に必然的に付随するものと考えられる。すなわち、監査役会が業務執行の妥当性を判断するには、業務執行の基盤となる計算書類の検討が不可欠であるからである。

このように、会計監査役と監査役会は計算書類の監督を並行して行うものであるが、両者は競合するものではなく、反対に両者の協力が必要とされる。すなわち、監査役会は、会計監査役より、次の事項について報告を受けることが定められている(法三三〇条)。(1)会計監査役が行なった監査、検査および各種の調査、(2)貸借対照表その他の計算書類の項目で、会計監査役が変更を加えるべきものと認める事項、(3)会計監査役が発見した不適正かつ不正確な事項、(4)前営業年度と比較した当該営業年度の成果に関する上記の評定および訂正より導かれる結論、の四項目である。

3、事前の認許 法は、監査役会の職務を右に述べた事後的監督(contrôle a posteriori)にとどめず、運営委員会の行う一定の行為について監査役会的事前の認許を必要とすることにより、監査役会の職務を事前の監督(contrôle a priori)にまで拡大した。監査役会的事前の認許を要する行為は、a、会社と運営委員会または監査役会の構成員との間でなされる契約、b、保証、手形保証、担保の提供、c、定款が列挙する取引である。

a、会社と運営委員会または監査役会の構成員との契約については、監査役会的事前の認許を必要とする(法一四三条一

項)。監査役会の認許を要する契約には、運営委員会もしくは監査役会の構成員と間接に利害関係を有する契約、または他人を介して会社と取引する契約も含まれる(同条二項)。また右契約のうちには、運営委員会の構成員と会社との間でなされる雇傭契約(contrat de travail)や、会社の計算でなされる売買を含む。ただし、日常業務に関する契約で正規の条件に従ってなされるものについてはこの限りでない(法一四四条)。

右の認許は監査役会の決議によってなされるが(法一四五条一項)、さらに次の手続を必要とする。すなわち、監査役会会長は、認許した契約について会計監査役に通知し、かつ株主総会の承認を求めねばならず(法一四五条二項)、会計監査役は右の契約につき特別報告書を株主総会に提出する(同条三項)。右の規定は、かかる契約が会社に損害を与え、当事者に特に有利な条件で締結される危険を防止するために設けられたものである。監査役会は、認許を求められることにより当該契約の妥当性を監督することができ、会計監査役は、監査役会会長より通知を受けることにより適法性の監督をなし得る。

ただし、株主総会の関与が妥当であるかは疑問視されている。すなわち、右の契約が嚴重な規制に服するのは、かかる契約が会社にとって特別の重要性を有するからではなく、契約当事者が会社と特別な関係にあるからである。業務執行機関でもあり監督機関でもある取締役会と異なり、監査役会は独立して監督の職務を行うのであり、契約の道徳性(moralité)についての判断は、株主総会の関与なしに監査役会のみが行うことで足り

ると考えられる。したがって、立法論上は、監査役会は、会計監査役の報告を考慮して、最終的に認許すべきか否かの判断をなし得るようにすることが適切と考えられる。

b、保証、手形保証、担保の提供は、必ず監査役会の認許を受けなければならない(法一二八条二項)。この規定は、右の行為が会社に対して財政的に与える危険性を考慮して設けられた。しかしながら、会社の金融活動を過度に困難ならしめないよう、右の制度は以下の点で緩和されている。すなわち、監査役会は、運営委員会が一定総額の範囲内で会社の名において保証、手形保証、担保の提供をなすことを認許でき、また個々の契約について限度額を定めることが認められる。そして、各限度額を超える契約をなす場合のみ、各別に監査役会の認許を得れば足りるとした(デクレ一三一条一項)。

c、監査役会は、定款が列挙する取引の締結について事前の認許を与える(法一二八条二項)。この規定は、会社の将来に重大な影響を与える問題についての決定を運営委員会だけに委ねず、株主の代表をも関与させることを目的とする。

ただし、業務執行と監督とを分離しようとした法の趣旨より、定款に列挙される取引の項目は、制限的かつ詳細なることを要し、日常的取引以外の重要で特定された取引のみを対象とすべきであると解される。また、監査役会は、条件付の認許をすべきではなく、認許をなすか否かの判断しかなし得ない。ただし、監査役会が認許を拒否した場合でも、運営委員会は、株主総会に對して、意見の食い違いの判定を求めることができる(デク

レ一〇〇条。

四、監査役会の運営

監査役会は、複数の構成員より構成される合議機関であり、法あるいは定款により定められた任務は、会議 (séance) における審議を通して遂行される。

1、監査役会の招集 監査役会の招集は、原則として監査役会会長ないしは副会長が行い (法一三八条一項)、定款によっても、他の監査役会の構成員に招集権を付与することはできない⁽³⁹⁾。しかし、運営委員会の構成員の一人または監査役会の構成員の三分の一以上に当る者は、理由を付して監査役会会長に監査役会の招集を請求することが認められ、この場合会長は、一五日以内に監査役会の招集をなさねばならない (デクレ一〇七条二項)。右の請求に応じて招集がなされない場合、請求者は、議事日程を程示して監査役会を招集することができる (同条三項)。

また、定款において、監査役会の招集および議事に関する規則が定められるが (デクレ一〇七条一項)、招集の時期については、法の定めにより最少限の回数が確保される。すなわち、少なくとも三カ月に一度なされる運営委員会の報告書提出の場合と (法一二八条四項)、営業年度終了後三カ月以内に運営委員会が提出する計算書類の検査および監督の場合である (法一二八条五項)。

2、定足数 監査役会が有効な審議を行うに必要な定足数

は、構成員の過半数である (法一三九条一項)。また、定款に別段の定めのある場合を除き、監査役会の構成員は、他の構成員に対して会議 (séance du conseil) において自己の代理を務めることを委任し得る (デクレ一〇七条ノ一、一項)。ただし、代理人を介して監査役会に出席する者は定足数の算定に含まれず、実際に出席した者の人数による⁽⁴⁰⁾。

3、決議 監査役会の決議は、定款により多数決の要件が加重されない限り、出席した構成員および代理人の過半数により行われる (法一三九条二項)。また、定款に別段の定めがない限り、可否同数の場合には監査役会会長の決するところによる (同条三項)。さらに、議事録の作成が義務づけられており (デクレ一〇九条)、監査役会で行われた議事と出席者および欠席者の氏名が記載される (デクレ一〇九条一項)。

4、特別委任および委員会 監査役会は、特定の事項に関して構成員の一人または数人に特別委任 (mandat spécifique) をなすことができる (デクレ一五五条一項)。この特別委任の目的については法は何等限定していないが、その主要な目的は、監査役会の決定した調査を特定の者に委任することにあると考えられる。すなわち、もし監査役会の決定した調査が構成員各自によってなされるとすれば、運営委員会に過度の負担をかけ、また秘密裡になさるべき調査が不可能となる。したがって、監査役会はかかる点を配慮して特定の構成員に調査の委任をなすものと考えられる。

さらに、監査役会はその内部に委員会 (Commissions) を設

置することができる。この委員会の構成および権限は監査役会により定められ、監査役会の責任において活動する。また、この委員会の権限は、法または定款により監査役会に与えられた権限を侵すものであってはならない（「デクレー—一五条一項」）。かかる条件の下で、委員会の任務は、監査役会の決定に役立つ調査および準備と、非常に技術的な知識の獲得に限られると解される。

五 結び

以上、フランスにおける監査役会制度を概観したが、フランスにおける監査役会は、わが国の監査役に比し、非常に強大な権限を有する点に特徴を有する。これは、わが国の監査役が、業務監査の権能をも有する取締役会の存在を前提として、権限の範囲が定められたのに対し、フランスにおいては、業務執行と監督の分離に伴い、従来取締役会が有していた業務執行の監督の機能を、挙げて監査役会の権限としたことに起因する。

ところで、わが国においては、代表取締役を中心とする執行部の業務執行を監督する機関として、取締役会と監査役がある。しかし、取締役会については、フランスにおけると同様、その監督機能の著しい微弱が問題とされる。これは、取締役の大部分が内部取締役であり、かつ業務執行の分担をしているため、代表取締役に対し、独立した地位を有さないことに基づく。取締役会の活性化のためには、まず、社外取締役の導入等による右の点の是正が必要とされよう。しかし、それが実現された場

合でも、代表取締役等の執行部の同席のもとで、取締役会の監督機能が有効に作用し得るかはさらに疑問の存するところである。

他方、監査役は、取締役会が妥当性の監査を行うという前提のもとで、取締役の職務の執行に関し、違法性の監査を行うことに限られる。そして、特に監査役の介入が望ましい、会社・取締役間の利益相反取引について、何等権限を有しない。さらに、今次の改正において、複数監査役制度が一部の会社に強制されることとなったが（昭和五六年改正監査特例法一八条一項）、いまだ監査役は独立性の機関であり、監査役が単独で、組織化された会社経営者に対抗し得るかも疑問である。

かかる点を考慮するとき、監査役会制度の導入による監査機能の強化というフランスの選択は、参考に値すると考える。ただし、わが国に監査役会制度を導入するに際しては、いかなる範囲の権限を監査役会の権限とすべきか、また、監査役会を他の機関または制度といかに調和さすべきかが解明されなければならぬ。本稿は、いまだ以上の問題を提起するにとどまるが、それとともに、フランスにおいて、監査役会制度の普及のためにいかなる立法措置が今後取られるかを、注目してゆきたい。

(1) 起草者説明においては、新型株式会社導入の理由として、以上の三つの理由が挙げられたが（J. O. A. N. 8 June 1965）、議会における審議においては、とりわけ業務執行と監督の機能の分離という点が高く評価された（J. O.

Sénat 22 avril 1966 p. 249. J. O. A. N. 10 juin 1966

p. 1941)°

(2) Hémond (J.), Terré (F.) et Mahliat (P.), *Sociétés commerciales*, t.1, 1972, no. 1109.

(3) Lecompte (H.), *La société anonyme avec directeur*, Rev. Trim. Dr. Com. 1968, p. 255.

(4) Cannu (P. L.), *La société anonyme à directeur*, 1979, n° 345.

(5) AktG § 127.

(6) Caussain (J. J.), *Administration des sociétés.....*
Directoire et conseil de surveillance, *Juris—classer*
Sociétés, fasc. 113—d, no. 26.

(7) Le projet d'un statut des sociétés européennes,
art. IV—2—2,3「株主総会は、監査役会による候補者の
提案に拘束される。この提案は、個々の空席につき少なく
とも二名の指名を要し、かつ同一人は、複数の提案におい
て同時に指名されることはできない。ただし、株主総会は
三分の二の多数により、監査役会の右の提案を排除し得
る。」

(8) Hémond et al., op. cit. no. 1123.

(9) Cannu, op. cit. no. 296.

(10) 監査委員会は、従業員代表により構成され、共同投資
資金の運用とその成果について監査する。なお、詳細につ
いては、「奥島孝康」現代会社法における支配と参加」二二

二頁以下参照。

(11) Hémond et al., op. cit. no. 1142.

(12) Chassery (H.), *Les attributions du conseil de sur-
veillance*, Rev. Trim. Dr. Com. 1976, p. 421, no. 10.

(13) Hémond et al., op. cit. no. 1142.

(14) Ibid.

(15) Cruège (D.), *La dualité des organes de contrôle
dans les sociétés anonymes à directeur*, Rev. soc.
1975, p. 429.

(16) Hémond et al., op. cit. no. 1144.

(17) Ibid.; Cannu, op. cit. no. 100.

(18) Hémond et al., op. cit. no. 1145.

(19) 会計監査役は、特別に作成された名簿にあらかじめ登
録された者より選出される。なお、詳細については、山村
忠平「フランス改正会社法における監査制度」横浜市大
論叢一九九二号六頁以下参照。

(20) Cannu, op. cit. nos. 162 et 163.

(21) Ibid, no. 160.

(22) Ibid, no. 158.

(23) Caussain, op. cit. no. 83.

(24) Cannu, op. cit. no. 106.

(25) Cruège, op. cit. p. 437.

(26) Cannu, op. cit. no. 106.

(27) Lecompte, op. cit. p. 259.

- (28) Cannu, op. cit. no. 108.
- (29) Hémond et al., op. cit. no. 1133.
- (30) Caussein, op. cit. no. 51.
- (31) Chassery, op. cit. no. 5.
- (32) Cannu, op. cit. no. 63.
- (33) フランスにおける取締役会制度に対する最大の批判は、社長 (P. D. G.) が、取締役会の議長を兼ねる点に向けられる。すなわち、業務執行の監督をなすべき取締役会において、被監督者たる社長が議長を勤めることにより、監督機関の運営が被監督者によって行われ、ひいては監督者と被監督者の混同が生じるとされる。(Hamant (M.), *La réforme des sociétés commerciales*, t. 2, 1966, p. 89,

note (1)

- (33) 新型株式会社制度を採用する会社は、いまだ少数であり、毎年度設立される会社のうち、七〜八%にとどまる (この資料については、*Statistiques citées par Cannu, op. cit. p. 367* 参照)。しかし、近年、フランス政府の諮問を受けた企業改革研究委員会の報告書が発表され (シュエドロオ報告書)、そこにおいて、新型株式会社制度の普及のための改善案がいくつも提案された (*Rapport du comité d'étude pour la réforme de l'entreprise*, 1975, pp. 85—86)。

(一橋大学大学院博士課程)